

保健福祉関係<つづき>

200	精神障害者家族会補助金	浅科村が実施しています。新市において、精神障害者家族会へ事業等を委託することにより家族会の活動を支援するため、合併時、廃止します。
201	小諸看護専門学校補助金	佐久市・浅科村・望月町が実施しています。合併時、新市において実施します。

経済関係

202	観光協会	佐久市・臼田町・望月町が観光協会を組織しています。合併時、新市観光協会を組織します。
-----	------	--

建設関係

203	南佐久土木振興会	臼田町が加入しています。合併時、脱会します。
204	南佐久土木振興会負担金	臼田町が実施しています。合併時、脱会するため廃止します。
205	コスモタワー望遠鏡使用料	臼田町が実施しています。合併時、現行どおりとします。
206	佐久平駅前広場使用料	佐久市が実施しています。合併時、現行どおりとします。
207	岩村田駅前広場使用料	佐久市が実施しています。合併時、現行どおりとします。
208	都市計画審議会	佐久市・臼田町が実施しています。合併時、新市において設置します。
209	緑の基本計画	佐久市が策定しています。新市において地域別バランスを保つ策定が必要になるため、合併後、2年以内に新市において計画を策定します。
200	公園整備計画	佐久市・臼田町が策定しています。合併後、2年以内に現行の内容を尊重し、策定します。
211	厚生住宅使用料・入居敷金	4市町村とも実施していますが、住宅使用料・入居敷金に違いがあります。住宅使用料は、4市町村がそれぞれの地区の状況に応じて建設してきた経過があるため現行どおりとします。入居敷金は、現入居者からは新たに徴収せず、合併後は、家賃の3ヶ月分を徴収します。
212	改良住宅使用料・入居敷金	佐久市・臼田町・浅科村で実施していますが、住宅使用料・入居敷金に違いがあります。住宅使用料は、4市町村が各地区の状況に応じて建設してきた経過があるため現行どおりとします。入居敷金は、現入居者からは新たに徴収せず、合併後は、家賃の3ヶ月分を徴収します。
213	公共下水道受益者負担金（厚生住宅）	4市町村とも実施していますが、負担者に市町村間で違いがあります。合併時、本人（2親等）所有地は本人負担、市町村所有地は市町村負担とします。

教育関係

214	学校課外活動等補助	臼田町が実施しています。社会体育関係事業（スポーツ少年団交付金）との統合を図ることにより、合併時、廃止します。
215	学校医等委嘱・解職	学校医等の推薦方法等に違いがあります。合併時、学校医等の推薦方法は、佐久市・浅科村・望月町の例により医師会に依頼します。報酬・賃金（帯同看護師含む）については、基準を定め決定します。
216	小中学校通学区の設定及び変更	4市町村とも通学区を定めています。合併時、現行どおりとします。通学区の見直しを行う場合は児童・生徒数の動向により、小・中学校の適正規模・適正配置と合わせて検討します。現在佐久市で行っている通学区の一部自由化は、継続して実施します。
217	中間教室運営事業	佐久市・臼田町が実施していますが、事業内容、方法に違いがあります。合併時、現行どおりとし、不登校児童、生徒が増加している状況から事業内容、方法の差異を調整しながら、今後4市町村の拠点となる子ども支援センター等の体制づくりを検討します。
218	給食費	臼田町の給食会計は一般会計、他の市町村は給食会計（センター及び学校の給食会計）で処理していますが、給食費に市町村間で違いがあります。合併時、臼田町の給食会計はセンターの給食会計に移行します。給食費は新市において基準を統一します。
219	地区公民館・分館等活動	4市町村とも実施していますが、組織・手当に違いがあります。合併時、組織・手当等については、基準を統一します。公民館組織については、佐久市の例を基準に組織編成を行い、26地区公民館長については、佐久市の例により手当を統一します。